

平成28年 決算審査特別委員会の記録

決算審査特別委員会

本庁審査（企業局、病院局）



委員長名	青木稔
委員会開催日	平成28年10月24日（月）
所属委員	（副委員長）紺野長人 星公正 （理事）宮本しづえ 矢島義謙 渡部優生 （委員）坂本竜太郎 宮川政夫 橋本徹 鳥居作弥一 吉田英策 佐藤雅裕 遊佐久男 山田平四郎 円谷健市 西山尚利 勅使河原正之 今井久敏 亀岡義尚 三村博昭 川田昌成

- ・知事提出継続審査議案第43号：認定
「決算の認定について」
- ・知事提出継続審査議案第44号：認定
「平成27年度福島県工業用水道事業会計
決算の認定について」
- ・知事提出継続審査議案第45号：可決
「平成27年度福島県工業用水道事業会計
利益の処分について」
- ・知事提出継続審査議案第46号：認定
「平成27年度福島県地域開発事業会計
決算の認定について」
- ・知事提出継続審査議案第47号：認定
「平成27年度福島県立病院事業会計
決算の認定について」

（10月24日（月） 企業局）

宮本しづえ委員

工業用水道について聞く。資料に各工業用水道の経営状況が出されているが、平成27年度の給水原価は記載がない。各水道の27年度の給水原価はどうなっているか。

また、今、相馬工業用水道については新たな事業の見通し、新たな設備投資の計画もあるとのことだが、27年度はむしろ1日当たりの使用水量が若干減っている。これはどう考えればよいか。これからニーズがふえるようだが27年度では減っているため説明願う。

次に、ほかの水道の供給水量は日量で若干ふえてきている。これは復興との関係で今後どういう見通しとなっているか。

さらに大きな増量が見込めるのかどうかも含めて、27年度の数字をどう見ればよいか。

次に、賠償金の関係である。水道関係で東京電力からの賠償金が244万円入ったとのことだが、基本的な賠償請求に対してどういう金額であったのか。

工業用水道課長

1点目の平成27年の給水原価である。磐城工業用水道は13.69円、勿来工業用水道は4.11円、小名浜工業用水道は2.57円、好間工業用水道は148.88円、相馬工業用水道は62.78円となっている。

2点目の相馬工業用水道の給水量の減少であるが、こちらは各工業用水の利用者で増減がある。若干の減となっているが、全体としてこれから火力発電関係の新たな給水が見込まれるため、今後は給水量の増加が見込まれる。

3点目の今後の見通しであるが、現在好間工業用水と相馬工業用水については、かなり具体的に増量を見込める相談が寄せられている。そのほかの工業用水についても新規の申し込み相談等が若干ある。増加する分と減少する分、それぞれの経済活動で変わってくるものの、全体としては今後も増量が見込まれる状況になってきている。

4点目の賠償金であるが、25年度と26年度のモニタリング関係費用であり、請求額と賠償額は同額である。

宮本しづえ委員

好間と相馬、どちらも火力発電の関係で水の需要がこれから出てくるとのことだと思う。原発事故で企業が休まざるを得なくなり、この間さまざまな復興の補助金を使いながら、企業がどれくらい復興してきているのか。その関係で水の需要が一体どれくらい伸びているのか。もうほぼ歩どまりで、これ以上の見通しは難しいと考えるのか、それともまだ復興していない企業もあり、もう少し水の需要が伸びる可能性はあると見ているのか。新たな火力発電の需要を除いては、どのような見通しを持っているか。

工業用水道課長

火力発電所以外の見通しであるが、工業用水を大量に使う企業と余り使わない企業がある。実際、復興に資する企業が水を使う場合は当然工業用水を使うことになるが、それと直接工業用水の利用増加との関連性がなかなか把握できないのが現状である。火力発電関係については特に使用量が多く、今後の工業用水の増加の主な内容となっているが、それ以外の直接の関連性は把握していない。

宮本しづえ委員

火力発電以外はなかなか新たな事業をどこまで見込めるのか難しいとのことだった。今新たに見込めるのは確かに火力発電であり、かなり大量の水を使ってくれる。ある意味、工業用水にしてみれば、上得意ができることになるのだろうが、ただこれは本県が首都圏電力の供給地として原発を進めてきてこういう事故に遭い、新たに今度は火力発電でまた首都圏へ電力を供給するために、好間では石炭火力発電所の計画がある。相馬ではLNGを使ったものだと思うが、企業会計で水需要がふえればよいということだけでは済まない問題が出てくると我々は考えている。環境破壊の問題や温暖化対策との関係で総合的な政策判断が必要だと考えているので、この点についてはしっかり検討してほしい。

次に、地域開発事業であるが、いわき四倉の工業団地はオーダーメイドではなく開発を進めていると思う。今の段階で利用の見通しはどれくらい立っているのか、現時点でニーズの状況を聞く。

販売推進担当課長

整備中の四倉2期の販売状況であるが、現在首都圏、関西圏等の企業に幅広く発信している。先行して分譲を進めているいわき四倉1期区域は、現状で空き区域に全て引き合いがついている。そのため、次に来る商談は順次2期区域への誘

導を進めていきたい。

吉田英策委員

好間工業用水について何点か聞く。

監査委員の意見書で施設の利用率が好間工業用水は29.9%と約3割だが、これは極めて低い。ほかのところは7～8割、相馬は64%であるが、建設時点でどういう利用計画を想定して建設したのか。私は非常に想定が甘かったのではないかと印象を持っているので、その辺を聞く。

また、この改善としてこれから需要が見込まれる好間工水と相馬工水では、火力発電所が見込まれるとのことだが、例えば好間工業用水で火力発電所の契約が成立したとして、施設利用率はどれだけ改善する見込みか。

今宮本委員が述べたが、工業用水にしても、工業団地の販売にしても、地域環境を無視して進めることはできないと思う。そういう点で、好間工業用水の3割の施設利用率を今後改善するために、火力発電以外の販売についてはどういうことを考えているか。

最後に、好間工業用水のいわき市への譲渡がなかなか進まない。簡単に考えれば赤字を引き受けたくない思いなのかもしれないが、どういう交渉をして、今後どういう予定で進めていくのか。

工業用水道課長

1点目だが、工業用水道事業に当たっては、最初に誘致される企業をある程度想定し、企業ごとにどのぐらいの水を使うことになるかを想定し、工業団地を対象に数量を出す。実際そこに誘致された企業が予定どおり使うかどうか、計画と実態にはやはり乖離があり、好間の場合はその乖離が想定よりも大きかった。

2点目だが、現在協議を進めている石炭火力発電所が契約に至った場合は、ほぼ100%に近い契約率になる。

3点目のいわき市への譲渡であるが、建設当初から完成後にいわき市が引き取る条件のもとで県が整備を進めた経過がある。継続して協議を進めていたが、震災により協議が中断していた。ただ震災から5年が経過し、新たな契約が見込まれるところであり、こちらの条件を踏まえて引き続き譲渡への協議を続けていきたい。

吉田英策委員

現在の利用率が3割で、当初の想定どおりにいかなかったのは撤退する企業もあったのかもしれないが、当時好間工業団地には別な火力発電所の計画もあり、県はこうした火力発電所を想定して計画していたのではないかと考えているので、その点を聞く。

契約すれば施設利用率が100%になる、要するに一遍に赤字が解消する話だが、火力発電所については環境問題や地域の方々の思いがあるので、ぜひ慎重に判断してもらいたい。

青木稔委員長

吉田委員に述べる。決算審査であり一般行政に関する審査ではないため、決算に係る質問を願う。

川田昌成委員

好間工業用水の話が出たが、資料15ページに前年度の決算審査特別委員会の意見に対する処理状況があり、3回の情報交換をしたとのことである。県としては、譲渡したいと意見書に基づいて長年協議しているわけだが一体何がネックになっているのか詳しく説明願う。

工業用水道課長

当初、いわき市で引き取ってもらうことで事業が始まった。事業の状況として、先ほど3割近くの契約率と説明したが、実際はかなり経営が厳しい工業用水であり、そういったものを踏まえていわき市では引き取るのは若干厳しい状況との話があった。今後経営が改善される見込みがあるため、今後は話が少し前に進んでいくと考えている。やはり経営状況が非常に厳しいところがネックになっている。

川田昌成委員

何も今さら始まったことではない。県やいわき市も将来を見込んで始めたわけであり、いわき市だって福島県なのだから、互いに県がマイナスとかいわき市がプラスになるという話ではない。そういうことを考えたときに、一つの将来性に対してどちらが経営したらよいか、県もいろいろな条件を出して、マイナスかプラスなどではなく、これからどうするという将来像がないと、県の負担を市が持とうという話にならない。そのときに県としてはこのような形でどうだと示さないといけない。交渉とはそういうことなのではないか。局長から説明願う。

企業局長

好間工水については長い歴史があり、当初は赤字の半分をいわき市が持つとか持たなくなったなどいろいろ経緯があって今に至る。先ほどからの30%という利用率は余りにも低く、毎年度一般会計から多額の補填をしてもらい、ようやくすれすれになる状況である。そういうことを見るといわき市どうしても腰が引けて説明がつかないなどいろいろあったが、今般、大きな話があってそれが決まると相当程度収益が改善される見込みである。企業局としてはもともとこういう約束で始まったものであり、解決するのに今の機会を逃してはなかなか進まないとの決意を持っている。企業が入ったときにどういう収益状況になるのかなどを今いろいろ計算しているので、いわき市にはそういうことを具体的に示しながら、この機を逃さずに早急に譲渡を進めていきたい。

川田昌成委員

事に当たるのにはやはりタイミングが一番必要だと思う。今我々は大変厳しい環境で、「災い転じて福となす」をしょっちゅう使っているが、こういうときにこそ県としてもしっかりと将来を見据えて、それが県にとってもいわき市にとっても将来展望ができるようなものでないといけない。ただ県のマイナスをいわき市に肩がわりしてもらうのでは交渉にならない。

決算審査特別委員会として意見を述べているが、我々はただ単に形式で委員会をやっているのではない。その意見をもっと強く受けとめて対応してほしい。委員長には申しわけないが、毎年毎年同じような議論をして一歩も進まないのでは、特別委員会の意味が全くない。

情報交換したくらいで対応したとの処理状況ではいかがなものかと思う。指摘しておく。

青木稔委員長

川田委員の発言だが、これは10数年来の懸案である。いまだに進まないことは企業局の努力も足りない判断せざるを得ないので、これから早急に問題解決に向けて努力願う。

佐藤雅裕委員

企業債償還の話は重要なので進めてもらいたいが、資本金収入と支出の補填に損益勘定留保資金を充てている。これは帳票のどこにあらわれているのか。また、この留保資金は過年度分と比べてふえているのか、減っているのか。

経営・販売課長

当年度と過年度分の損益勘定留保資金についてだが、公営企業会計の予算で3条と言っている収益的収支というものがあり、これは民間企業でいう損益計算書に該当する部分になる。損益計算書は企業の経営活動に関して発生した全ての収入支出を計上して利益が出たのかどうかを判定するものであるが、この中の費用で実際に現金として支出されないものがある。例えば、支出では減価償却費等は費用に計上するが実際には現金として支出されない。こういったものが内部に留保され、それを当年度分については当年度分の損益勘定留保資金、過年度分については過年度分の損益勘定留保資金と呼んでいる。

損益勘定留保資金は内部に留保されるものなので、この3条と4条、収益的収入と資本的収入には記載されない。貸借対照表の資産の部の流動資産で現金等があり、この中に入る。実際はそれに対一で対応するわけではなく、厳密には損益計算書や貸借対照表には記載されないが、貸借対照表の現金に相当する部分だと理解願う。

佐藤雅裕委員

現金・預金の相当分は、いろいろ補填しながら投資を進めてもらっているが、前年度と比較して減少しているのか。また、今後投資をしていくのに十分な留保資金は確保されているのか。

経営・販売課長

地域開発事業については多額の企業債残高を抱えている。内部の留保資金では今後足りない部分が予想される。そういうこともあり、現在関係部局と一般会計からの繰り入れの協議を進めている。

宮本しづえ委員

今の説明に関して、平成27年度に企業会計の財務処理の方法が変わり、累積欠損額が明確になったと思う。それで27年度からどうするかが課題になっていた。今の説明だと30年で手持ちの金がなくなり償還できなくなるので、そこまでに検討するように聞こえるが、会計処理が変わった段階で不足することは明確なので、どうやって処理するのかについて、当然27年度から検討されなくてはいけない課題だと私は理解していた。先延ばしをしている気がするが、27年度ではどういう協議がされ、今どういう方向で検討されているのか、協議の状況について聞く。

経営・販売課長

平成27年度においては、30年度から一般会計の繰り入れをすることで関係部局と協議を進めていたが、今回の資料にあるとおり、地域開発事業で企業債、これは元金だが13億9,200万円を償還している。この償還に当たっても、当然償還すればそれだけ手持ち現金が少なくなるので、果たして手持ち現金で償還してよいのかについて財政当局と協議を進めてきた。その協議が調い、約定どおり償還した。

また、この資料には載っていないが、来年度の約定償還分である28億7,700万円についても財政当局との協議を進め、1年前倒しとなる今年度に繰り上げ償還した。これにより全体の利息の負担が約1億円の減となった。このような形で具体的な償還について協議を進めてきている。

宮本しづえ委員

繰り上げ償還で1億円ぐらい軽減されたのはよかった。それにしても金額が大きい。平成26年度で186億円と大きく累積欠損金が出た。これは白河B工区の三菱ガス化学（株）関係だと思う。27年度で原価を割って販売したものはないか。

経営・販売課長

平成26年度に企業会計のルールが改正になった。改正により分譲資産の帳簿価格の算定は不動産鑑定に基づく時価相当で評価する形になり、26年度に46億円ほどの特別損失を計上した。そのため、27年度の決算では売却損、原価割れという状況は解消されている。

橋本徹委員

今の宮本委員の関連になるが、福島県公営企業決算審査意見書の15ページ、(4)の財務分析の中で、流動比率が劇的に変化しているのは先ほどの企業会計の見直しに伴うものなのか。

経営・販売課長

企業決算審査意見書の15ページ、流動比率が平成25年度1,355.8%から26年度で258.6%に変わっている。これについても、公営企業の活動のもととなる施設の整備、これは企業債が主な原資になっており、会計制度が変わる前は、企業債については借入資本として資本勘定に組み入れていたが、会計制度が変わり、民間企業の感覚からすれば違うのではないかとのこと、借入金、流動負債に振りかえられた。会計制度の変更に伴う数字の変更と理解願う。

橋本徹委員

今までの分子の部分が入ったということだと思う。

また、企業債の関係で疑問に思ったのだが、決算審査特別委員会調査資料の6ページ、企業債収入の部で6億9,000万円の収入に対して支出の企業債の償還金が6億7,200万円と約2,000万円近く借り入れが多いと理解したが、その理由を聞く。

経営・販売課長

調査資料の6ページは工業用水の資本金的収入と支出に関する部分である。まず資本金的収入の企業債については、その年度に改良する施設整備の財源として借りた企業債になる。支出に出てくる企業債等の償還金は、今まで借りていた企業債で、約定償還が到来したものの元金分になるのでパラレルになってはいない。

橋本徹委員

単純に借り入れが多いのはよくないのかと思った。

各委員からも質問があって、ぜひ指摘したいが、68億円という工業用水の企業債残高、これもしっかり償還していかなければならない。この辺も見直していく必要があると思うのでよろしく願う。

(10月24日(月) 病院局)

吉田英策委員

県立大野病院への東京電力からの賠償金が計上されているが、請求金額は幾らで、そのうちどのくらいの賠償がなされているのか。

また、医業未収金の扱いについて、相当の未収金がある。今、貧困格差が進み、払いたくても払えない状況があると推測するが、この解決のために、弁護士事務所での解決とそれ以外の方法として具体的にどのようなことを想定しているのか。例えば福祉と連携し、いろいろな制度を活用することによって救済できないのか。

病院経営課長

東京電力からの賠償金について、まず財物賠償は、平成27年8月20日に58億1,178万7,000円が入金されており、これは県立大野病院の建物構築物に対する賠償額である。そのほかに28年2月29日に9億77万9,336円の入金があり、これは県立大野病院に勤めていた職員の人件費相当分の賠償額で、24カ月相当分である。

未収金について具体的に何をするかであるが、まず発生しないようにするために、連帯保証人や家族の状況を確認する。また、高額療養費制度というものがある。以前は一度窓口で医療費を払い後からバックしてもらっていたものが、24年4月から現物給付になり、窓口で高額医療費を限度までしか払わない制度になったので、個別面談を実施し、そういった説明をしている。さらに、家庭環境に応じて、福祉と連携して生活保護を適用するなどしている。あとは長く放置しておくためなので、例えば外来で払っていかない方がいればその日のうちに電話で督促したり、納入誓約書をもらうなど、個別の取り組みを実施している。

未収金は26年度末に5,612万3,554円あったが、27年度になると26年度の未収金が新たに発生し、それが2,192万3,600円である。病院局で2,427万3,852円、弁護士事務所で616万7,630円を回収し、そのほかにも一生懸命努力したが、どうしてもだめだというものを不納欠損として472万6,966円処理した。5,600万円に新たに発生した2,100万円を足したものから今述べたものを引くと、資料に記載のとおり年度末で4,287万8,706円になる。

9月末現在の未収金の状況は、27年度に新たに発生したものも含め回収しており、その額が今現在で3,868万4,456円である。一遍に解決することはできないが、病院局や弁護士も努力し、未収金は徐々に少ない方向に動いている。

吉田英策委員

賠償の件では、請求額全額が賠償されているのか。

また、未収金について、不納欠損の約480万円は、福祉制度などでは救済できない金額であったのか。

病院経営課長

財物賠償の58億円については、当局で試算した金額よりも高く提示してもらったので、それで了解した。人件費については、平成24年度現在の職員数をもとに算出しており、適正な金額であるが、今現在の人数から比べると少し多目に受け取っている状況である。

不納欠損については、福祉の制度の適用もあるかもしれないが、相手方のいろいろな状況などを踏まえ、病院局で回収を諦めることにしたものである。これはどこの病院でも一定額はありと考える。

宮本しづえ委員

県立矢吹病院の入院とアウトリーチ事業の関係であるが、先ほどの資料で、県立矢吹病院の平均的な入院患者数は199床に対して119という数字であった。入院が大体6割である。精神科の患者がそんなに減っているとは思えないので、6割の入院数になった理由を聞く。

また、なるべく入院から在宅に移行する取り組みも強めたとの説明であった。退院が可能な人についてはそれは大いに進めてもらいたいが、地域で受け入れる条件整備がどこまで進んでいるかの問題を同時に考えなくてはならないので、地域の受け入れ態勢が果たしてどこまでできていると考えているのか。

また、県立矢吹病院における児童思春期外来への需要が非常に高まってきている。たしか前回の決算審査特別委員会のときに取り組みを始めた話を聞き、私はよかったと思っていたが、予約が4カ月先まで目いっぱい、待ちの期間がすごく長くなっているのではないかと。丹羽病院事業管理者は精神科医でもあるので、ここの分野の待ちをなくして、何とか診療できる体制がとれないものか。特に原発事故で子供の不安な状態が広がってきていることもあわせて考えると、この分野は非常に重要だと思う。この分野での医師の増員が必要と思っているが、その辺の平成27年度の取り組みと今後の見通

しについて聞く。

病院局長

県立矢吹病院の入院患者平均在院日数は、平成21年は1,000日と3年近い日数であったが、現在は255日と全国平均を下回っている。

基本的な考え方は、委員指摘のとおり地域生活移行ということで、精神疾患の患者についても自宅またはグループホーム等で治療ができるようにとの趣旨である。

受け入れ態勢については、地元の自治体と少しずつ充実強化に向けていろいろ相談しながら対応している。随時充実強化に向けて頑張っていきたい。

病院事業管理者

児童思春期外来については、県立矢吹病院で待ち時間が4～5カ月などであるが、例えば関東圏で見ると、施設によっては1年など、相当長い待ち時間になっている。4～5カ月はもちろん長い数字ではあるが、いろいろなところとの比較でいうと、言い方はよくないが平均的で、特に矢吹病院が長いわけではないと認識している。

解決策であるが、先ほどの局長や課長からの説明で、診る医者数をふやすため、毎年少しずつ努力しているということが一つある。児童の場合には、児童精神科医という専門の医師がふえることが必要であるが、これも全国的に見てなかなか数がふえないことが問題となっており、福島県も同様の問題を抱えている。現在本県で診療している精神科医の数は、200余りだと思う。そのうち児童を専門にする方は、恐らく10～20人の間だと思う。それが現状であり、これをふやしていくことが課題となるが、それはもちろん県立矢吹病院だけでできることではないので、県立医科大学との連携などを図って解決していくことが必要になっており、今後、そういう努力をしていきたい。

宮本しづえ委員

在院日数の平均が1,000日から255日に急激に減っている。余りそういう例はないのではないかと気がしていたが、全国的にそういう傾向なのか。

1,000日という大体3年である。それが1年にも満たない8カ月ぐらいになっているが、精神科で8カ月で退院できるのは相当短いほうではないか。在院日数を短くするために、どのような対策をとってこの日数が可能になったのか。無理な退院のような状況がないかを一番心配している。退院して帰ってもきちんと受け入れができることを確認して退院させているのか。

病院事業管理者

在院日数について、確か全国平均が260日ぐらいだと思うが、局長も述べたとおり今は250日ぐらいで若干下回っている。全国の状況を見ても、大体この10年の間で平均在院日数が多分350日ぐらいから今の日数ぐらいにまで下がってきていると思う。それ以前の1,000日がいささか長過ぎる話であり、決して無理なことをしているわけではないと認識している。

どうしたらよいかであるが、非常に長期に在院している方が多数いると平均在院日数が長くなる。なぜ長期に入院しているかという、病気が悪い方も中にはいるが、そうでなく帰るところがないために長期在院になっているいわゆる社会的入院と呼ばれる方が多い。そのため先ほど質問にあったように、どう受け入れ態勢をつくるかが非常に重要で、住まいの確保がとりあえず必要である。そのためには、グループホーム等をつくっていくことが必要で、それは必ずしも県だけが行う性質の事業ではなく、広くいろいろな方が事業を行い、協力しながら進めていくことが必要だと思う。

県立矢吹病院では退院の前に、退院のための準備をする院内の委員会をつくっており、そこでその方がどこに退院するか、そこでどのような生活をするか、経済的にはどうするかといったことを相談した上で、一度一緒に退院先を訪ねるといったことも含めてやっている。そういうことは、県立矢吹病院に限らずほかの病院でも義務づけられており、そういう

普通に行うべきことを行っている。

(10月24日(月) 普通会計総括審査)

宮本しづえ委員

平成27年度がどのような年であったかを踏まえながら決算を見ると、集中復興期間の最終年度であった。決算資料にも震災・原子力災害の対応状況として、5年間の歳出決算額の推移がまとめられている。原発事故からの5年間で本県がどうなってきたか、県民との暮らしの関係はどうなってきたかという観点から歳出全体を細分化して見ておくことが今後のためにも必要ではないか。5年間の総額が約5兆円とのことであるが、ハード事業、ソフト事業に分けたときにどうなるか、県民の暮らしやなりわいがどのように変化してきたか等、もっと細分化した丁寧な分析を集中復興期間の締めくりとして行う必要があったのではないか。5年間の総くりとして、金額だけではない事業全体の総括を行う必要があると思うが、どこでどのようにやるのか、また、どのように検討してきたのか説明願う。

財政課長

委員指摘の件は主要な施策の成果説明書13～14ページに記載の平成23～27年度における5年間の震災・原子力災害対応事業分の歳出決算額の推移と震災・原子力災害への対応分の主な内容についてだと思う。5年間の震災・原子力災害対応分5兆4,579億円のうち、14ページに記載した主な内容だけで歳出の82%の予算を割いてきたことがわかる。委員指摘のとおり、歳出の内容はこれだけではなく、例えば、県民健康調査事業や子どもの医療費助成事業、米の全量全袋検査等のハード事業ではないソフト事業として本県が実施してきたさまざまな事業が存在する。そういったものの総括としては、復興総合計画で進捗状況を確認する過程で分析及び整理を行うものと考えている。

宮本しづえ委員

それは企画調整部が行うものと理解してよいか。

平成27年度において、本県は自主避難者に対する住宅支援を29年3月で終了するという非常に重大な政策判断をした。全体の歳出との関係で見ても、災害救助費全体の5年間で1,995億円、27年度分で210億円ほどと聞いている。自主避難者に対する家賃の支援が年間約80億円と聞いているので、全体の予算から見れば県にとってさほど大きな金額ではなかったと思う。そのような重大な政策判断を27年度にしたのは、財政的に無理だったのか、それとも別な理由があったのか。この政策判断によって本県を見る他県の目が変わり、さまざまな支援策を打ち出している。

財政的にどうしても無理という判断があったのかどうか、個別事業に係ることではあるが、県政全体にかかわる重要な問題だと思うので、答弁が可能であれば説明願う。

総務部政策監

予算編成に当たっては、総務部として各部の状況を聴取し、全体を見渡して編成を行っており、予算編成の責任を担っているが、委員指摘の件については、まずは避難地域復興局において検討したものを踏まえて考えていくものと考えており、了承願う。